## 供給条件等の変更前の重要説明事項(低圧個人・低圧法人)

この書面は、小売電気事業者であるシン・エナジー株式会社(以下「当社」といいます。)が、2024年4月1日付で[当社の電力小売供給契約のご契約内容に関わる重要事項/(以下「ご契約後の重要説明事項」といいます。)/以下の内容]が変更されることに伴い、電気事業法第2条の13の規定に従い、変更前のご契約後の重要説明事項の内容に関する重要な事項を説明するものです。なお、この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、電力小売供給約款に基づきます。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありませんので、その他詳細事項等は、電力小売供給約款をご参照ください。

## 【今回の変更内容について】

今回、ご契約後の重要説明事項を下記の通り変更いたします。(下線部が変更部分です。)

変更	変更前	変更後	摘要
箇所			
1. 料 金に つい て	料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、および電源調達調整費(沖縄電力管内は燃料費調整額)を加算または減算したものの合計といたします。料金単価表については、本約款をご確認ください。	料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電源調達調整費(沖縄電力管内は燃料費調整額)および容量拠出金相当額(沖縄電力管内を除く)を加算または減算したものの合計といたします。料金単価表については、本約款をご確認ください。	追記修 正しまし た。
17.そ の他	(4)当社が電力小売供給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合(本約款の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます)、お客さまは、当社が当社Webサイトに記載する方法、電子メールに記載または添付する方法、その他当社が適当と判断した方法により行うこと、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。 (5)お申込みおよび各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。	(4)容量拠出金相当額は、当社が定める容量拠出金相当額単価に該当する使用電力量を乗じた金額といたします。なお、容量拠出金相当額は、2024 年度(2024年4月~2025年3月)の供給分から適用されるものとし、その単価については、本約款において定めるものとします。 (5)当社が電力小売供給契約に関する供給条件を説明した書面を交付する場合(本約款の変更に伴い、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合を含みます)、お客さまは、当社が当社 Web サイトに記載する方法、電子メールに記載または添付する方法、その他当社が適当と判断した方法により行うこと、および、説明内容や記載事項を一部省略することについて同意するものとします。 (6)お申込みおよび各種お問い合わせは、下記までご連絡ください。	追記しま した。 変更 した。

以上

小売電気事業者の名称等・問い合わせ窓口

名 称: シン・エナジー株式会社(登録電気事業者登録番号 A0056)

住 所: 兵庫県神戸市中央区御幸通 8-1-6 神戸国際会館 14 F

電話番号: 0120-093-109 (通話料無料)

受付時間: 9:00~18:00(年末年始および当社指定のメンテナンス日を除く)